

福岡県公報

平成27年12月1日
第3748号

目次

告示(第946号-第955号)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正 (県民情報広報課) …………… 6
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 8

公告

- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 8
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 8
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 9
- 公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) …………… 10

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 10
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 10
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 10
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 11
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 12
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 12
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 13
- 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) …………… 13
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (農山漁村振興課) …………… 13

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 14
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 15

雑報

- 測量士試験及び測量士補試験の実施 (県土整備総務課) …………… 15

告示

福岡県告示第946号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成27年12月1日から平成27年12月22日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 宮若市上有木1番地
 名称 トヨタ自動車九州株式会社
 代表者の氏名 取締役社長 金子 達也

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2号
 名称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	7	7
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	45,000	50,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50,000	60,000
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	180	200
	りん含有量 (mg/L)	40	50

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	18,000	20,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	30	50
汚水量 (m ³ /日)	0.75	0.75

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）
能力	1.8分/個
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	7	7
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	45,000	50,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50,000	60,000
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	180	200
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	18,000	20,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	30	50	
汚水量 (m ³ /日)	0.75	0.75	

種類	水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）
能力	1.8分/個

工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	7	7
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	800	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000	1,500
	浮遊物質量 (mg/L)	300	400
	窒素含有量 (mg/L)	15	20
	りん含有量 (mg/L)	5	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	180	200
	大腸菌群数 (個/cm ³)	80	100
	汚水量 (m ³ /日)	1.5	1.5

種類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	9	9~10

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,800	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0.225	0.225	

種類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	9	9~10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	1,800	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0.225	0.225

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能 力	1.8分/個	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35	

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能 力	1.8分/個	

工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35	

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能 力	1.8分/個	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	

	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9	9～10

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1,800	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2,000	2,500
	浮遊物質 (mg/L)	300	400
	窒素含有量 (mg/L)	30	40
	りん含有量 (mg/L)	15	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	10,000	12,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,800	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.5	0.5

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類		総合排水処理場			
型 式		生物処理を主とした複合処理方式			
構 造		コンクリート構造及び鋼板構造			
主 要 寸 法		35m×20m、25m×10m			
能 力		900m ³ /日			
処 理 方 式		生物処理を主とした複合処理方式			
工事着手予定年月日		既 設			
工事完成予定年月日		既 設			
使用開始予定年月日		既 設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
使用時間の季節の変動の概要		な し			
項 目		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10	

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	10	100
	汚水量 (m ³ /日)	480	600	480	600

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	排水口		
	項 目	通 常	最 大
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	10	100
	排出量 (m ³ /日)	480	600

福岡県告示第947号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	基 山 停 車 場 平 等 寺 筑 紫 野 線	前	筑紫野市大字山口807番 先から 筑紫野市大字山口2番1 先まで	7.0 ～ 22.0	640.0
			後	筑紫野市大字山口807番 先から 筑紫野市大字山口2番1 先まで	7.0 ～ 22.0	640.0

福岡県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
那珂	県道	山 口 原 田 線	前	筑紫野市大字山口793番1先 から 筑紫野市大字萩 原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1,475.7	
			前	筑紫野市大字山 口855番1先 から 筑紫野市大字萩 原51番3先まで	6.0 ～ 44.3	1,926.7	うち基山 停車場平 等寺筑紫 野線重用 延長1040. 0メートル

			後	筑紫野市大字山 口793番1先 から 筑紫野市大字萩 原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1,475.7	
			後	筑紫野市大字山 口855番1先 から 筑紫野市大字萩 原51番3先まで	6.0 ～ 44.3	1,926.7	うち基山 停車場平 等寺筑紫 野線重用 延長1040. 0メートル

福岡県告示第949号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

表福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の項中「保健医療介護部介護保険課」を「保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課」に改める。

福岡県告示第950号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
大野城市大字牛頸667の163、667の170
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

667の163・667の170（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第951号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年5月福岡県告示第857号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平野台(a)	大野城市平野台四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中(b)	大野城市中一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第952号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成27年1月福岡

県告示第13号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平野台(a)	大野城市平野台四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第953号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第300号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中(b)	大野城市中一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第954号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平野台(a)-1	大野城市平野台四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野台(a)-2	大野城市平野台四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中(b)-1	大野城市中一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中(b)-2	大野城市中一丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第955号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平野台(a)-1	大野城市平野台四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
平野台(a)-2	大野城市平野台四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

中(b)-1	大野城市中一丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
中(b)-2	大野城市中一丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成27年12月1日から同年12月15日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容
福岡都市計画道路3・3・20号福岡筑紫野線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
春日市須玖北一丁目及び須玖北二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
春日市都市整備部都市計画課
大野城市建设環境部都市計画課

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福津市大字勝浦	平成27年9月28日から 平成28年3月10日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成27年9月11日から 平成28年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区曾根北町ほか	平成27年11月15日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字安屋	平成27年11月6日から 平成28年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡川崎町大字川崎	平成27年10月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川市大字奈良	平成27年8月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡福智町大字赤池	平成27年10月30日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成27年10月23日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量・水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区堀川町	平成27年9月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成27年10月23日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 生鮮市場バリューリンク福津店
- (2) 所在地 福津市手光南一丁目2127番5 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- 1 駐車需要地、利便性等の各項目に係る意見
意見なし。

- 2 騒音の発生地、生活環境悪化防止

- (1) 騒音の発生に係る事項
意見なし。

- (2) 廃棄物に係る事項等

廃棄物に関しては、届出書26～28ページを遵守してもらえれば問題ないと考え、再生可能なものの分別を徹底し、再生利用を図るための措置を講じ、事業系一般廃棄物等の減量に努めること。

- (3) 街並みづくり等への配慮等

福津市景観計画に基づく届出を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年11月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめマートすわの
- (2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サニーすわの町店	ゆめマートすわの

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に当たっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास 東京都北区赤羽二丁目1番1号	高橋株式会社 代表取締役 高橋 彦太郎 久留米市諏訪野町2378番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年11月12日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめマートすわの
 - (2) 所在地 久留米市諏訪野町1903番21 外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
店舗建物南面東側	64台	店舗建物南面中央	64台
合計	64台	合計	64台

- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
店舗建物内東側及び建物内北東端	22.60立方メートル	店舗建物内北東端	23.12立方メートル
合計	22.60立方メートル	合計	23.12立方メートル

- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
24時間	午前8時00分～午前0時00分

- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前3時00分～午前0時00分	午前6時00分～午後7時00分

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人男女共同参画ゆいネット宗像
- (2) 代表者の氏名
水上 勝則
- (3) 主たる事務所の所在地
宗像市久原180番地
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、宗像市民に対して、男女共同参画に関する事業を行い、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営行事住宅	行橋市	3,000円	9,000円	平成27年11月13日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ポーラスター

(2) 代表者の氏名

古賀 俊光

(3) 主たる事務所の所在地

春日市松ヶ丘二丁目23番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本の市民に対し、生活に有益な情報を届け、交流の場を提供することで、市民が生きがいを見だし、心身ともに豊かで、生涯にわたって自立した生活を送れるように応援することを目的とする。

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
---------	-----------	------------	--------	-------

介護福祉施設サービス	4074300114	ユニット型特別養護老人ホーム レイクウッド久山つむぐ 福岡県糟屋郡久山町大字猪野字 池ノ浦1610番43	社会福祉法人至誠 会福祉会	平成27年 11月20日
------------	------------	---	------------------	-----------------

公告

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成27年12月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	545.45
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	186.14
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	637.55
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	233.53
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	938.88
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	236.61
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1182.98
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	106.35
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.02
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.32
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	349.19
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.67
〃	水源かん養保安林	今川	〃	800.56
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	239.52

福岡、筑後・ 矢部川	保健保安林	福岡、 筑後川、 矢部川	筑後・矢部川森林 計画区 福岡森林計画区	174.13
遠賀川	〃	北九州、 遠賀川、 今川	遠賀川森林計画区	284.22

公安委員会

福岡県公安委員会告示第337号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成28年1月27日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第338号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年1月13日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成28年1月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署
平成28年1月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
平成28年1月23日（土） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター2階特別会議室	小倉南警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
 (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
 (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第339号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年12月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年2月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年2月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
 (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
 (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
 (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
 (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
 (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
 (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年12月1日

国土交通大臣 石井 啓一

平成28年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 平成28年5月15日（日）
 午前10時から午後4時まで

(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)

測量士補試験 平成28年5月15日(日)

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成28年1月5日(火)から1月29日(金)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。)

ただし、郵送の場合は1月29日(金)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。(後納郵便、別納郵便の場合は1月29日(金)までに必着とする。)

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成28年1月5日(火)から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒(角形2号以上)に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

(〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番)

○国土地理院北海道地方測量部

(〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎)

○国土地理院東北地方測量部

(〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎)

○国土地理院関東地方測量部

(〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎)

○国土地理院北陸地方測量部

(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0068 高松市松島町一丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会及び各地方支部

(〒113-0001 東京都文京区白山一丁目33番18号 白山NTビル)

(6) 合格発表及び通知

平成28年7月5日(火)国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029-864-8214,8248